

冷戦終結後およびソ連邦解体後の時期における SAARC(南アジア地域協力連合)首脳会談の研究

The Study on the SAARC Summit Meetings after the End of Cold War and the Collapse of USSR

水野光朗

MIZUNO Mitsuaki

はじめに

本稿では、1989年の冷戦終結と1991年のソ連邦解体後の時期における SAARC (South Asian Association for Regional Cooperation、南アジア地域協力連合) を国際的な地域機構の観点から、首脳会談に焦点を当てて、実証的に分析する。

先行する研究によれば、例えば、中村平治は、この時期の SAARC について、次のように述べている。

[SAARC は] 米ソ対立の解消とソ連、東欧の解体という新状況への南アジア地域からの対応としても積極的な側面をもっており、グローバルな規模で進みつつある国家主権や国民国家の相対化状況へのこの地域の対応でもあった⁽¹⁾。

中村平治のこの指摘は、本稿で以下述べる事柄からも明らかのように、的確である。しかしながら、この指摘は、この時期の SAARC の活動を実証的に細かく分析した上での結論ではない⁽²⁾。そこで、本稿では、SAARC の活動をその首脳会談に焦点を絞って実証的に明らかにしたい。なお、その際には、南アジア諸国間関係 (例えばインド・パキスタン関係) ではなく、一つの機構として SAARC をとらえる視座を重視することとしたい⁽³⁾。

第1章 第7回首脳会談 (1993年4月10～11日；ダッカ)⁽⁴⁾

第7回首脳会談は、1993年4月10～11日にバングラデシュのダッカで開催された。首脳会談の後発表されたダッカ宣言の骨子は、次のとおりである。

1. 各国は、SAARC の諸原則と目的、平和共存五原則、国連憲章および非同盟の諸原則に従うことを改めて表明する。

2. 各国は、南アジアにおける貧困の深刻さや複雑さが、主要な政治的経済的な課題となっていることに留意し、できる限り短期間に地域から貧困を撲滅することを高い優先課題として引き続き位置づけることとする。各国はまた、適切な貧困対策・戦略をマクロとミクロの両レベルで推し進めることとする。各国は、2002年までに南アジアから貧困を撲

減する行動計画をとることを満場一致で合意した。

3. 各国は、可能な限り早期に一步一步 [域内] 貿易を自由化する必要性を再確認した。さらに、貿易自由化は、域内すべての国がひとしく貿易拡大の利益を享受できるように行われるべきであるとの考え方で一致した。

この中で、各国は、SAPTA 枠組み合意の最終的妥結を歓迎する。この合意の下で加盟各国は、優先品目について交渉を行う第1回通商交渉を開始するあらゆる措置を講じることの必要性を強調した。

4. 各国は、1992年にリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議の成果を歓迎し、アジェンダ21で提案された広範囲にわたる行動計画を成功裏に履行するために、さまざまな資源を投入する必要性を理解した。

5. 各国は、すべての国が、人口政策を促進し、策定し、履行する主権的権利 [the sovereign rights] を有することを認め、各国の文化、価値観、伝統に留意し、各国の開発戦略の中で、人口政策を位置づける必要性を強調する。

6. 各国は、子どもの生存 [survival]、保護、開発 [developments] を最優先課題とし、各国が、子どもの行動計画 [National Plans of Action on Children] を遂行することに満足する意を表す。

7. 各国は、青年問題を取り上げ、青年と開発という幅の広いテーマに焦点を当てるために、1994年に南アジア青年閣僚会合を主催するというモルジブの申し出を歓迎する。また、1994年を「SAARC 青年年 [SAARC Year of the Youth]」と宣言することに合意する。

8. 各国は、開発における協力によって、各国が、独立と平等の原則のもとで、女性が開発の主流となるという究極の目標を達成できることを希望する。

9. 各国は、バイオテクノロジー、遺伝子工学、エネルギー工学その他の分野における協力を組織的に行うことを通じて、研究および情報交換を促進する試みをさらに加速するよう呼びかける。

10. 各国は、テロリズムのあらゆる行動、方法、やり方を犯罪として無条件かつ再度非難する。テロリズムのもたらした惨害を強く非難する。

11. 各国は、地域において麻薬 [不法] 取引が増加していること、および、南アジアの人々、とくに若者の間で薬物乱用がはびこっていることに重大な懸念を表明する。薬物の乱用が、社会を根底から揺るがし、組織犯罪、不法麻薬取引、そしてテロリズムと [不法] 薬物取引がますます関係を深めることによって、社会の安全、安定への重大な脅威となっていることを確認する。

12. 各国は、小国 [small States] の安全を監視することに特に注意を払い、それらの国々の主権の独立、領域的一体性、人々の福祉を保全する措置に特に留意する必要があることを強調する。

13. 各国は、SAARC 諸国の議会・国会議長による「SAARC 議会・国会議長と議員連盟 (Association of SAARC Speakers and Parliamentarians)」を設立するという提案を歓迎する。各国は、この連盟の設立によって、地域協力の重要な新局面が開かれるであろうと考えている。

14. 各国は、いかなる国連 [安保理] 改革も、矮小化され、限定された目的ではなく、国連をより民主的、効率的、そしてより効果的にすることのみを目標として行われるべき

であると考える。

15. 各国は、非同盟運動の諸原則および目標を固く信ずることを再び表明する。そして、現代のグローバルな政治経済環境の中で、これらの諸原則及び目標が引き続き有効であることを強調する。各国は、国際平和を強化し、開発を促進し、より平等かつ公正な経済関係を強化し、あらゆる分野で国際協力を強化する上で、非同盟運動が果たしている重要な役割を想起する。この文脈の中で、各国は、非同盟諸国ジャカルタ首脳会議の成功を歓迎し、その決定を履行するよう呼びかける。

16. 各国は、アメリカとロシア間の二国間軍縮協定を含む核・化学・通常の各兵器の軍縮の分野で、最近、数多くの好ましい発展が見受けられたことに注目する。各国は、1992年6月に調印された軍縮に関するワシントン協定と、1993年1月にモスクワで調印されたSTARTII が完全に履行されることへの期待を表明する。

17. 各国は、諸国間の経済的依存の重要性和、南北対話を活性化することの必要性について再び強調する。

18. 各国は、多国間貿易交渉についてのウルグアイ・ラウンド交渉の妥結が、途上国にとって重要な事柄であることを確認する。

19. 各国は、1993年〔6月14-25日にウィーンで開催された〕⁽⁵⁾第2回世界人権会議、1994年〔9月5-13日にカイロで開催された〕国際人口開発会議、そして1995年〔9月4-15日に北京で開催された〕世界女性会議に、加盟国が参加することが極めて重要であることに留意する。さらに、1995年3月に〔コペンハーゲンで開催される〕世界社会開発サミットの開催を支持する。

20. 各国は、加盟国の専門家グループが事務局によって準備された報告書に基づき、SAARC および SAARC [首脳] 会談におけるオブザーバ資格についての様々な要求を調査し、常設委員会第19回会議に適切な勧告を行わせるよう決定する。

このように、第7回首脳会談では、まず第一に貧困問題の解決を南アジアにおける最優先課題と位置づけた。その上で、第二に、域内貿易の自由化の一環として SAPTA 枠組み合意を歓迎し、これを推進することを明らかにした。そして第三に、国連環境開発会議、世界人権会議、世界女性会議、世界社会開発サミットその他の国際的な社会開発にかんする会議に、加盟国が積極的に参加することを促すことも明らかにした。第四に、国連の安保理をより民主的に改革することを求めると同時に、非同盟運動を支持し、南北対話の促進につとめることを明示した。第五に、米ソ間の軍縮交渉の進展を支持することも明らかにした。そして第六に、SAARC および SAARC 首脳会談に、オブザーバの地位を認める検討を開始した。

しかしながら、貧困問題の解決については、具体的な施策を欠いており、具体性に乏しい。とりわけ、加盟各国に問題解決をゆだねており、SAARC という国際機構として解決にあたることは明示されていない。これと同様なことは、国連環境開発会議をはじめとする国際的な社会経済会議への対応についてもいえ、SAARC 加盟各国にその参加を促すにとどまり、国際機構として SAARC がこれらの諸会議に参加するとは言っていないのである。米ソ間の軍縮については、これを歓迎するという表現にとどまっており、SAARC として軍縮にどのように取り組むのかについては、何ら明示されていないのである。

すなわち、貧困問題にせよ、軍縮問題にせよ、その対応については、SAARC加盟国に委ね、国際機構としてのSAARCとしての対応を打ち出すことはなかった。その理由としては、たとえば、アフガニスタン問題一つとってみても、ソ連によるアフガニスタン侵略と捉えるパキスタンと、アフガニスタン政府の要請に基づくソ連のアフガニスタンへの軍の派遣と捉えるインドのように、加盟各国の間で、共通認識を持ちえなかったことが考えられる。だからと言って、認識の違いを国際機構の内部に持ち込み、国際機構を分裂させることもなかった。共通認識が欠如しているからと言って、国際機構を分裂させず、むしろ、国際機構としてあいまいな政策を打ち出すことによって、形式的にはあっても、機構としての一体性を維持することで、加盟各国が合意し、この合意こそがあいまいなSAARCを特徴づけることになったのである。

なお、第7回首脳会談の成果の一つとして、オブザーバ資格の検討がある。これは、その後、SAARCが各国、後には様々な地域的国際機構にオブザーバの資格を付与することによって、SAARCの国際的な知名度を上げることに役立つことになる。

第2章 第8回首脳会談 (1995年5月2-4日；ニューデリー)

第8回首脳会談は、1995年5月2-4日にニューデリーで開催された。会談後発表された首脳宣言の骨子は、次のとおりである。

1. 各国は、SAARCが設立されて以来の10年間に成し遂げられた成果に対し、満足の意を表明し、そして、加盟各国ごとおよびSAARCという国際機構として、この10年間に成し遂げられた事柄にたいして祝意を表することを決定した。

2. 各国は、SAARC憲章の諸原則と諸目的、とりわけ主権平等、領域的一体性、国の独立 (national independence)、武力不行使、相互国内事項不干渉 (non-interference in each other's internal affairs) の諸原則を遵守することを再び表明した。この文脈の中で、平和と安定という環境が経済成長に資するのである。

3. 各国は、行動計画に基づき、南アジアで貧困を2002年までに根絶することを再確認した。この文脈の中で、各国は1995年を「SAARC貧困根絶年 (SAARC Year of Poverty Eradication)」と宣言することで合意した。各国は、すべての人々、とりわけ貧困層の食糧、労働、住居、健康、教育、資源そして情報にたいする権利を擁護するよう努めることを再確認した。

4. 各国は、1993年4月にダッカで開催された第7回首脳会談の際、SAPTA枠組み合意が締結されたのに引き続き、加盟各国間の第1回通商交渉が行われたことに満足の意を表明する。予定どおり、1995年末までにSAPTAを各国が批准すべくあらゆる措置をとることとする。

5. [南アジア] 地域において、政治的社会的意識が増大していることに留意して、社会経済開発にとって不可欠なジェンダー不均衡の解消と女性のエンパワーメントの問題に注目する。各国は、さらなる行動によって、これらの諸問題の重要性を強調する。

6. 各国は、非識字が、貧困、後進性、社会的不平等の主要な原因の一つであることに留意し、加盟各国にたいして、2000年までに地域から非識字を一掃することを目的とし

た、よりはっきりした計画を策定するよう呼びかける。

7. 各国は、[南アジア] 地域の内外において、テロリズムが拡散していることに重大な懸念を表明し、テロリズムのあらゆる行動、方法、習慣を犯罪として無条件に非難する。各国は、テロリズムのこうしたすべての行為は [南アジア] 地域と国際的な平和と協力のみならず、生命、財産、社会経済開発、および政治的安定に重大な脅威をおよぼすとして非難する。各国は、SAARC 地域テロリズム防止条約を各国が批准できることに最優先で取り組む必要があることを改めて強調する。

8. 各国は、組織犯罪、違法武器取引、テロリズムと結びついた薬物乱用及び薬物取引が、[南アジア] 地域の安全と安定に重大な脅威でありつづけていると認識する。各国は、全加盟国が麻薬及び向精神性物質についての SAARC 条約 (SAARC Convention on Narcotic Drugs and Psychotropic Substances) を批准し、1993年9月に発効したことを歓迎する。同条約の効率的履行に向けて、全加盟国が必要な追加的措置をとるよう求める。

9. 各国は、一部の SAARC 加盟国が世界各地で国連 PKO において果たしている役割を高く評価し、このような [国連 PKO への] 参加は、世界の平和と安定の維持に資すると考える。各国は、非同盟運動の諸原則と諸目的を支持することを再確認し、これらが現代の世界において引き続き有効であることを強調する。

10. 各国は、核兵器による脅威のため、核軍縮が喫緊の課題であることを再び表明し、いかなる状況下においても核兵器の使用または核兵器による威嚇を禁止する国際条約について交渉し、期限を定めて核兵器を全廃する交渉を行う軍縮会議を呼びかける。

11. 各国は、WTO の発足を歓迎し、WTO がとりわけ途上国の貿易拡大に役立つよう期待する。

このように、第8回首脳会談後に発表された首脳宣言では、まず第一に、加盟国の主権平等の他に相互国内事項不干渉の原則を確認した。次に、南アジアから2000年までに非識字を、そして2002年までに貧困を根絶するという目標をかかげた。第三に、テロリズム、組織犯罪、違法武器取引、薬物乱用、麻薬不法取引対策に加盟国が取り組む必要性を強調した。第四に、加盟国の国連 PKO 活動への参加を高く評価した。そして、第五に、国際的な核軍縮を求めたのである。

ここで注目すべきは、まず第一に、相互国内事項 (内政) 不干渉の原則を初めて明文化したことである。SAARC は、もともと二国間、たとえば、インド・パキスタン間の問題には立ち入らないことを憲章上明確にしていた。これに加えて、加盟各国の内政に SAARC として関与しないことを明らかにした。首脳宣言は、加盟各国の貧困や非識字といった社会経済問題に各国が取り組むよう求める一方、内政には関与しないことを定めている。SAARC の政策は、一見すると矛盾している。首脳宣言の言う内政不干渉とは、各国が採る個別具体的な個々の政策に SAARC は関与しないことを意味し、SAARC は各国が取り組むべき政策課題の提示にとどまることを意味する。

次に、加盟国の国連 PKO への参加を促していることも注目点である。SAARC 加盟国の中で、ネパール、バングラデシュ、インド、パキスタンは、従来から国連 PKO に積極的に参加してきた。その目的は、国連 PKO に参加し、国際的な秩序の形成に主体的に参画することにある。これは、米ソ (口) といった超大国中心の国際秩序への、途上国からの

いわば抵抗とも呼びうるものでもあった。そして、冷戦終結後、米ソ東西二陣営に対抗する軸としての非同盟が、その存在意義を改めて問われる中で、非同盟側（SAARC 加盟国の大半は非同盟運動を支持し、国際機構としての SAARC は非同盟運動を明確に支持すると何度も繰り返し明らかにしている）が出した、回答でもあった。

核軍縮については、従来首脳宣言では、米ソ（ロ）二国の核軍縮を求めていた。今回の首脳宣言では、核軍縮を求める対象国として米ロも含め国名を明示していない。その理由は、明示されていないが、中国⁽⁶⁾やフランス⁽⁷⁾と言った諸国が相次いで核実験を実施し、国際的に米ロのみならず、中国やフランスと言った諸国に対する核軍縮を求める世論の高まりがあったことが考えられる。

ただし、1995年の ASEAN 首脳会談終了に際し、ASEAN 加盟国とカンボジア、ラオス、ミャンマーが加わった東南アジア10カ国首脳により、東南アジア非核地帯条約(SEANWFZ)⁽⁸⁾が調印され、東南アジアのすべての国が非核地帯となったことに、SAARC のこの首脳宣言は触れておらず、SAARC が国際的な核軍縮の流れを踏まえたうえでの、首脳宣言であるのかどうかについては、議論の余地があろう。

第3章 第9回首脳会談（1997年5月12—14日；マレ）

第9回首脳会談は、1997年5月12—14日にマレで開催された。首脳会談終了後発表された首脳宣言（マレ宣言）の骨子は、次のとおりである。

1. 各国は、SAARC 憲章の諸原則、とりわけ主権平等、領域的一体性、国の独立、武力不行使、そして相互国内事項不干渉の諸原則を遵守することを再確認する。すでに合意された分野で協力が進んでいることに加えて、現在経済協力の核心部分（the core area）に SAARC が入っていることに満足を表明する。各国は、SAARC が発足以来12年の間にさまざまな分野で惜しまず協力を進めていることに留意する。

2. 各国は、行動計画によって南アジアからできるだけ早期に、できれば2002年までに貧困を根絶することを全会一致で合意する。各国は、貧困根絶のための三段階からなる行動計画を策定したことに満足の意を表明する。さらに、この目的のために、インドとパキスタン主導の下、2回にわたって会議が行われた。この会議において提起された勧告を擁護する。

3. 各国は、1995年12月7日に SAPTA が発効したことに満足の意を表す。各国は、2001年までに自由貿易地帯を設定することが重要であると認め、貿易自由化に向けてのプロセスは小国と低開発国の特別な必要性（ニーズ）を考慮し、[貿易自由化によって得られる] 利益が平等に享受されるべきであることを再確認する。

4. 各国は、[南アジア] 地域における社会的政治的意識が [人々の間で] 高まっていることによって、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの問題に良い影響がもたらされていることを再確認する。各国は、さらに女性を [南アジア] 地域の社会経済開発の中心に据えるという目標を達成するために協力を拡大する必要性を再度強調する。

5. 各国は、1996年8月に開催された第3回南アジアの子どもに関する閣僚会合（the third Ministerial Conference on the Children of South Asia）の際に採択されたラーワルピー

ンディー宣言—その中には、2010年までに〔南アジア〕地域から児童労働の害悪を一掃するよう求めることが含まれている—の目標を、各国のレベルで達成する適切な政策をとるよう呼びかける。各国は、あらゆる形態の搾取から子どもを守るために、あらゆる措置をとるよう求める。

6. 各国は、非識字が〔南アジア〕地域の広範な人的資源の可能性の発展を阻害する主な要因であること、および、地域の経済的後進性と社会的不平等をもたらす主な原因であることを再確認する。各国は、1996年を SAARC 識字年（SAARC Year of Literacy）とし、〔南アジア〕地域から非識字を一掃するよう引き続き努力するよう再度表明する。

7. 各国は、SAARC 地域を含む世界各地で環境が悪化していることに憂慮の念を表明する。このような悪化によってもたらされる事態に直ちに組織的に対応しなければならないことを確認して、各国は、先進国における無計画な浪費と、途上国における拡大した貧困が、世界各地の環境悪化をもたらす主要要因であると考えます。

8. 各国は、テロリズムと麻薬不法取引が加盟国の安全と安定に重大な脅威となっていることを認め、地域でこれらの活動をなくすよう決意することを再確認する。各国は、1996年国際テロリズムに関する廃絶措置宣言の採択を想起し⁽⁹⁾、この宣言を履行するよう加盟各国に呼びかける。各国は、難民条約（Refugee Convention）の乱用を防ぎ、テロリスト集団が南アジアで活動資金を得る行為をやめさせるための国際的な取り組みを求める。各国は、SAARC テロリスト行動監視施設（SAARC Terrorist Offences Monitoring Desk (STOMD)）と SAARC 麻薬監視施設（SAARC Drug Offences Monitoring Desk (SDOMD)）をコロンボに設置することに留意する。

9. 各国は、観光が〔南アジア〕地域で人対人の交流を促進する上で、重要な役割を果たすことを強調し、地域で人的交流を活性化するための〔観光分野での〕協力強化の重要性を強調する。

10. 各国は、人的交流が盛んになれば、地域内で人々の間で相互理解と親善が強化されることにつながるという確信を再度表明する。この意味で、各国は、SAARC 商工会議所と SAARC LAW [この箇所、文意不明：筆者註] の役割に留意する。

11. 各国は、小国がその脆弱さゆえ、主権独立と領域的一体性を維持するためには、国際社会から特別な支援を必要としていることを再確認する。

12. 各国は、国連改革の問題に関連して、国の主権平等の原則と、地理的均衡に、国連安保理常任理事国の拡大について、とりわけ配慮する。国際的な平和と安定を維持する責任をよりよく担うことができるよう、安保理をより〔加盟国を〕代表し、より民主的かつ透明性のあるものとする必要があることを確認する。

13. 各国は、非同盟運動の諸原則と目的を堅持し、現代世界においてその原則と目的が引き続き有効であることを強調する。

14. 各国は、中東和平の進展に支持を表明しつつも、〔イスラエル〕占領地域 (occupied territories) における和平プロセスに逆行するような動き、パレスチナ人に対する無差別的な暴力、そして、イスラエルによるパレスチナ占領地 (the occupied Palestinian territories) においてユダヤ人入植地を設置し、拡大しようというイスラエル政府の政策に起因する和平に対する脅威に、懸念を表明する。各国は、和平プロセスは全当事者が関与して継続されなければならないとの立場をとる。さらに、各国は、自決とパレスチナ人

を唯一合法的に代表 (sole legitimate representative) し、隣国と平和的かつ協調して共存することができる PLO 指導の下で、単一の主権国家 (a sovereign State) を樹立する権利を含むパレスチナ人民 (the Palestinian people) の奪うことのできない権利を回復させることをも要求する。

15. 冷戦の終結が、軍縮の分野で予期せぬ好機となっていることに鑑みて、各国は、国際社会にとって核軍縮が最優先課題であることを確認する。

このように、マレ宣言は、1) 2002年までに域内から貧困を根絶することを第一の目標として掲げ、2) SAPTA が1995年に発効したことを受けて、2001年までに自由貿易地帯を設定すること、3) ジェンダーと子どもの問題、とりわけ、2010年までに児童労働を根絶すること、4) 環境問題については、先進国における無計画な (資源の) 浪費と、途上国における貧困の拡大が環境悪化の原因であると結論付けること、5) テロリズムと麻薬不法取引との間に密接な関係があるとして、テロリズムを域内で根絶するためには麻薬不法取引をなくすことが求められるとしたこと、6) 域内で人的交流を活発化させるためには観光業の振興が不可欠であること、7) 国連改革、特に、国連安保理の常任理事国拡大の問題については、主権平等と地理的均衡に配慮し、安保理を加盟国の意向をより多く反映し、より民主的かつより透明度の高いものとする目的で行う必要があること、8) パレスチナ問題について、PLO を支持し、イスラエルの占領地域に対するユダヤ人入植を中止するよう要求し、同時に、PLO 主導のパレスチナ国家樹立を支援すること、などを明らかにした。

これらのうちで、まず、環境問題とテロリズムの問題については、それまでのやや漠然とした取り上げ方から一歩進んで、具体性を持たせた取り上げ方がなされている。すなわち、環境問題については、先進国における無計画な資源の浪費と途上国における貧困の拡大にその原因があるとされ、テロリズムの根絶には麻薬不法取引の抑止が求められるとされているのである。ここでは、途上国における開発のあり方、例えば、場当たりの森林伐採やダム開発、大気汚染防止策を欠落させた工場建設といった諸課題が捨象されている。また、地域や国内での経済的な格差の問題が無視され、ただ一つ麻薬不法取引だけがテロ対策であるとされている。さらに、麻薬の定義もなく、アルコール飲料やアヘンの取り扱いが、たとえばインドとパキスタンでは大きく異なるといった基本的事項についても触れられていない。

次に、人的交流を促進する手段として観光業の振興が挙げられているが、観光に宗教的な巡礼が含まれるかどうか明らかではない。この点は、インドにおけるシクの問題やアヨーディア問題、パキスタンにおけるムハーシルの問題といったように、1980-90年代のインドやパキスタンの政治を大きく揺るがせた諸問題の多くが、宗教的巡礼と密接にかかわりあっていること、さらには、南アジアの場合、国家と宗教のあり方が、19世紀からの民族運動期以降、絶えず問われ続けていることを念頭に置くと、極めて問題である。

国連安保理改革については、単に主権平等と地理的均衡に配慮して行う必要があると述べるにとどまっている。具体的に国名を挙げて、国連安保理常任理事国にするよう求めているはいない。インドが国連安保理常任理事国入りを目指すとして明確に打ち出すのは、2004年9月21日の日本、ドイツ、インド、ブラジル首脳会談であり、この段階でインドは常任理事

国入りへの意思を明確にはしていない。

注目すべきは、マレ宣言において、パレスチナ問題について、PLO を支持し、パレスチナ国家樹立を SAARC として支援すると明言したことである。同時に、イスラエルによるパレスチナ占領地への入植に反対すると明確に述べられている。SAARC 加盟国のイスラエルとの関係を見ると、インドがイスラエルと外交関係を樹立したのは1992年1月であり、1993年5月にペレス・イスラエル外相が、1996年12月にはワイツマン・イスラエル大統領がそれぞれインドを訪問している。ネパールは1960年6月、スリランカは2000年5月にそれぞれイスラエルと外交関係を樹立している。この3カ国（マレ宣言が発表された1997年の時点では2カ国）を除くと、どの国もイスラエルを政府承認はもとより国家承認さえしていない。他の諸国は、全て PLO 寄りである。バングラデシュ、インド、モルジブ、パキスタンは1988年11月に、ブータンとネパールは1988年12月に、パレスチナを国家承認している⁽¹⁰⁾。

すなわち、スリランカを除く SAARC 加盟国は、PLO 寄りである。インドとネパールは、イスラエル、パレスチナ双方と外交関係を有している。SAARC が国際機構として PLO 寄りの立場に立つのは、こうした背景があるものと考えられる。

第4章 第10回首脳会談（1998年7月29—31日；コロombo）

第10回首脳会談は、1998年7月29—31日に、コロomboで開催された。首脳会談の後に発表された首脳宣言（コロombo宣言）の骨子は、次のとおりである。

1. 各国は、SAARC 憲章の目的、諸原則、条文に従うこと、および、主権平等、加盟国の領域的一体性、政治的独立、加盟各国の国内的事項（internal affairs）相互不干渉、武力不行使、紛争の平和的解決、互恵の諸原則に基づき、地域協力を推進することを希求することを再確認する。

2. 各国は、SAARC は南アジアが共有する文化的遺産の豊富さや強みをあらゆる分野で創造的エネルギーの源泉としてさらに深く引き出すことが可能であると認識する。各国は、各国の対外文化関係機関を組織化し、南アジアの強みを強化するために南アジア文化センター（South Asian Cultural Centre）を創設する目的で、行動計画を策定するために、SAARC 加盟国の文化関係相の会合を主催するとのスリランカの申し出を歓迎する。

3. 各国は、相互信頼と相互理解を促進し、平和、安定、友好を推し進めるという目標を認め、社会経済的な協力は友好関係の強化、緊張緩和、信頼醸成によって成し遂げられると考え、この点で非公式チャネルによる政治的接触が有益であることで意見の一致を見た。

4. 各国は、SAARC の協力活動の特質、程度、効率性を引き続き検討する。各国は、SAARC を総合的に評価し、2000年以降の展望を描くために、第9回 SAARC マレ首脳会談の際に設置された有識者会議の提言を検討した。各国は、有識者会議を設置し、第9回 SAARC 首脳会談で定められた期限内にその活動を完成させるよう促すという第9回 SAARC 首脳会談議長のもルジブ大統領マウムーン・アブドゥル・ガユームに賛意を表明する。

5. 各国は、経済、[科学] 技術、社会、情報の各分野において生じている広範な変化や将来が予測できない不確実性の重大さに留意する。その上で、各国は、いくつかのアジア諸国において経済が停滞していることから明らかなように、とどまることを知らないグローバルイノベーションによって、深刻な矛盾が生じていることに重大な懸念を表明する。さらに、いわゆる経済自由化が、途上国にとって特別な利益をもつ分野で、[先進国よりも] よりゆっくと進んでいる [成長の] 動きと、極めて非対称であることに留意する。貿易と投資における増大する機会は、多くの途上国に恩恵をもたらさない。とりわけ、低開発国は、ODA、民間の契約によるもの、その他の資金流入が減少する等しており、一連の発展から取り残されている。

6. 各国は、ジュネーブにおける WTO 閣僚級会合に引き続いて、[WTO 交渉] 履行する問題、[WTO] 憲章の問題、WTO 閣僚級会合その他の多国間貿易問題から生じた問題が、1999年の次回の WTO 閣僚級会合で議論されるよう期待する。それゆえ、各国は、途上国の利害を守り、増進するために、SAARC 加盟国が共通の関心を持つ分野で、これらの諸問題を決定するよう調整を図るよう努力することとする。

7. 各国は、域外の利害 [を持つ国] からの無分別な商業的利用から、南アジア独自の農業を守るために、南アジア固有の種子、植物、香料を含む [農産物の] 著作権、特許、市場許認可に関連する諸問題が、一致結束した対応を必要とすることに留意する。

8. 各国は、SAPTA に関する 2 回にわたった交渉における進展を検討した。各国は、次回の SAPTA 交渉において前進を加速するために、SAPTA 加盟国相互化で現在あるいは将来活発に取引されるであろう産品にまで、特惠関税が拡大されること、および、関税優遇措置が現在行われているか、かつて実施されていた産品について、差別的な商慣習や非関税障壁が直ちに除去されるべきであるとの見解で一致した。さらに、SAPTA の目標に向けて [通商上の] 制度的障壁を除去する方策がとられるべきである。

9. 各国は、経済自由化の恩恵はより広範に享受され、たとえば、観光のような貿易が生み出す合弁事業 (trade-creating joint venture)、投資や [サービス] 貿易を促進することによって、[特定の国に偏ることなく] バランスが図られることで、合意に達した。

10. 各国は、イスラマバードで開催された第 2 回 SAARC 商務相会談の成果に満足の意を表し、WTO における共通の関心事項について、SAARC としての立場を調整することを決定したことを歓迎する。

11. 各国は、スリランカの独立 50 周年を記念して、スリランカが、1998 年にコロombo で第 1 回 SAARC 映画祭を開催することを決定したことに留意する。

12. 各国は、SAARC 加盟諸国間で現在よりもより簡素な [海外] 渡航手続きが、とりわけ、専門職の人々、芸術家、巡礼者、ジャーナリストといった人々の相互交流を実りあるものとするうえで、不可欠であることを強調する。

13. 各国は、SAARC と他の国際的及び地域的機構との間で結ばれたつながりに留意する。そして、SAARC が協力協定その他の協定を締結する機構と結びついた SAARC の計画が進展するとの展望を持つ。さらに、SAARC と、南アジア域外の諸国が個別に協力を推し進めるよう提案する。

14. 地域の結束 (regional solidarity) を高め、SAARC 内部での発展を促進するため、各国は、SAARC 憲章第 7 条および第 10 条に基づき、加盟 3 カ国以上の個別的必要性

(individual needs) に関連した特別計画の遂行を奨励する。

15. 各国は、小国 (small States) は、その弱さ (vulnerability) が故に、その主権独立と領域的一体性を守るために国際社会から特別な支援を必要としていると認める。そして、小国の真の保護とは、国連憲章と法の支配に従い、国の大小にかかわらずすべての国の主権的権利と領域的一体性に関する普遍的に受け入れられた原則と規範を厳守することに固く根ざさなければならないことを再度表明する。

16. 各国は、低開発国と内陸国 (Land Locked Countries) における経済成長が芳しくないことに深い憂慮を表明し、開発を加速する特別な措置をとる必要性を強調する。

17. 各国は、非識字が経済発展と社会発展にとって、主要な妨げとなっていること、そして、SAARC 域内で協力を行うことによって、南アジア地域の非識字を減少させることは、断固として継続されなければならないということで、意見の一致を見た。

18. 各国は、南アジア地域内における貧困の根絶が、できるだけ早期に、できれば2002年までに達成されるべきであると再度表明する。

19. 各国は、南アジア域内観光を奨励することのみならず、地球的規模での観光業が生み出す経済的可能性を効果的に生かすため、さらに一層努力することが南アジアに求められているということで、意見の一致を見た。

20. 各国は、技術の自由な移動を妨げる障壁がまだ残っている世界的な現状に鑑みて、科学的な調査開発の領域で、南アジアの地域的な可能性を追求することが不可欠であることに留意する。

21. 各国は、バイオテクノロジーの分野において、SAARC が効果的かつ急速な組織化を効果的に行うことを早急に呼びかける。さらに、生物多様性と熱帯気候の宝庫である南アジアが、持続可能な生物産業 (bio industry) の開発に十分な可能性を秘めていることを指摘する。

22. 各国は、日本の京都で開催される気候変動に関する国連枠組条約第3回締約国会議に先立ち、SAARC 加盟国が共通する立場をとることができたことに満足の意を表明する。そして、1997年12月に気候変動に関する国連枠組条約の京都議定書の採択を歓迎し、議定書が気候システムの保護にとって重要であることを確認する。

23. 各国は、南アジアの女性と子どもの多くが、引き続き弱い立場に置かれており、社会経済的開発の平等な機会に恵まれていないことに留意する。そして、平等、社会的心理的受け止め方を享受し、必要な立法措置を含むアファーマティブ・アクション (affirmative action) を通じて、女性の活力を引き出すために、常に努力し、実効性のある (practical) アファーマティブ・アクションが求められると考える。

24. 各国は、SAARC 加盟国と南アジアの人々が、形態の如何を問わずテロリズムと麻薬 [不法] 取引の重大な脅威にさらされ続けていると認める。そして、地域内でこれらの活動と闘うことを固く決意することを再確認する。

25. 各国は、世界人権宣言50周年に留意し、人権分野における南アジア各国の機関を強化することを通じて、人権と基本的自由をさらに擁護していく決意を新たにす。

26. いくつかの SAARC 加盟国が条約当事国となっている NPT と CTBT は、核軍縮に役に立たず、核の拡散防止にも役立っていない。各国は、効果的な国際的管理の下で、普遍的に核軍縮を推し進めていくこと、そして、核兵器の完全な廃絶に努めることが重要で

あると表明する。

27. 各国は、国際刑事裁判所 (ICC) を設立するために最近開催された国連全権外交使節会議の成果⁽¹¹⁾と、同会議が麻薬 [不法] 取引と罪のない市民を標的にした無差別暴力 (indiscriminate violence)、大量破壊兵器を使用したテロリズム犯罪を取り扱わなかったことに留意する。そして、提案された国際刑事裁判所が、[ICC ローマ] 規程に基づく国内的管轄権の補完原則にしたがって、[締約] 国の主権を尊重する必要があることを強調する。

28. 各国は、国連においてパレスチナにより広範な地位が与えられたことを歓迎する。しかしながら、エルサレムの法的地位と境界を変更しようという違法な試みを含む中東和平プロセスに逆行する数多くの動向に、さらなる懸念を表明する。

このように、第10回首脳会談後に発表されたコロボ宣言は、まず1) 南アジアに文化的な遺産が多数存在していることから、南アジア文化センターの設立を提言した。そして、2) グローバル化する世界経済の中で、途上国、特に低開発国が世界経済の発展から取り残されていることを指摘する。さらに、3) WTO 交渉を途上国の利益を守る形で進めるよう要求する。4) SAPTA を進展させるべく非関税障壁の撤廃に努める。5) 南アジアから2002年までに貧困を根絶する。6) 南アジア地域内の観光業を振興する。7) 気候変動に関する国連枠組条約の京都議定書の採択を歓迎する。8) SAARC 加盟国がテロリズムと麻薬不法取引の重大な脅威にさらされていると認め、テロリズムと麻薬不法取引と闘う。9) NPT と CTBT は核軍縮にも核拡散防止にも役立っていない。効果的な国際的管理体制のもとで核軍縮と核廃絶に努めることが必要である。10) ICC については、ICC ローマ規程を採択した国連全権外交使節団会議が、麻薬不法取引と罪のない市民を標的にした無差別暴力、大量破壊兵器を用いたテロリズム犯罪を取り扱わなかったことに留意し、ICC が ICC ローマ規程に基づく国内管轄権の補完原則にしたがい、締約国の主権を尊重するよう求める。11) 国連において、パレスチナにより広範な地位が付与されたことを歓迎する一方、エルサレムの地位を変更しようとする [イスラエルの] 試みは中東和平プロセスに逆行するものであると判断する。というのである。

コロボ宣言の注目点は、次の三つである。

まず第一は、SAARC は核軍縮、核拡散防止に積極的に取り組むとしながらも、NPT や CTBT はこれらに役立っていないと否定的態度を取っていることである。これ以前の SAARC 首脳会談では、核軍縮、核不拡散にとって NPT や CTBT は有効であるとの立場を取っていた。そして、これ以降、SAARC は NPT や CTBT に批判的な態度を取り続けるのである。それゆえに、NPT、CTBT の評価という点で、第10回首脳会談は、いわば転換点となったのである。

1998年には、核軍縮、核不拡散を求める国際社会にとって、極めて重要な出来事があった。インドとパキスタンの地下核実験である。

インドは、1998年5月11日、続いて13日に計5回の地下核実験を実施した。インドは、これに先立つ1974年5月18日に初めての地下核実験を実施しているが、1998年の核実験は、小型の核分裂装置、熱核反応装置、低出力装置を使用したとされる。インド政府は、核実験の後、この一連の実験で計画を終了した、今回の実験で今後のコンピュータによる

模擬実験と臨界前核実験のために必要な情報を収集したと発表した。また、CTBT への部分的同意を表明し、条約署名の可能性にも触れた。

インドはそれまで「核の選択肢を開けておく」という核兵器取得の可能性を保持した政策をとってきた。しかし、NPT の無期限延長や、1996年の CTBT の成立など、核に関する国際環境は大きく変化しており、「選択肢の保持」という曖昧な政策では対処できなくなっていた。直接的にはアメリカをはじめとして、NPT、CTBT への調印を求める声が強まっており、調印圧力に抵抗する理由づけに苦慮していた。インドは、NPT、CTBT 体制に対する新しいアプローチの必要性、つまり従来の核政策を修正する必要性を感じていたのである。

「核の選択肢の保持」から「選択肢の行使」にバジパイ政権は踏み出した。連立与党である BJP（インド人民党）は、これまでも核武装を主張してきており、1998年の連邦下院総選挙での BJP のマニフェストは、「核政策を再検討し、必要であれば核兵器を導入する選択肢を行使する」と明記している。BJP の核構想である核兵器導入への第一段階が今回の核実験であった。そして、核実験の直接的な引き金となったのは、1998年4月6日にパキスタンが中距離弾道ミサイル「ガウリ」の発射実験を行ったことであった。このミサイル発射実験が国家安全保障上の脅威を増したとして核実験実施の理由となり、2日後の8日にバジパイ首相が核実験実施を指令したとされる⁽¹²⁾。

1998年5月28日、パキスタンは初の地下核実験を実施し、30日にも追加実験を行った。インド・パキスタン両国とも、NPT 体制は国連安全保障理事会5か国による核「独占」を維持するための「不平等条約」であると非難し、自国は NPT および CTBT の条約当事国ではないため、核実験実施に対する国際法上の制約を受けないと主張した。それは言わば核実験正当化の法的根拠ではあったろうが、実際には国際関係において両国が核実験を実施した理由は別の点にあった。

インドは特に中国を「最大の潜在的脅威」として強く意識している。しかし、パキスタンとしては、インドが「中国の脅威」を言うのは、「隠れ蓑」だと考える。パキスタンは1947年のインド・パキスタン分離独立以来、インドと三度の戦火を交え、その全てにわたって事実上敗北し、1971年には当時の東パキスタンがインドの庇護の下にバングラデシュとして独立するという国家分断の“屈辱”を受けた。インドがパキスタンを分断してわずか2年5か月後の1974年5月に初地下核実験を実施した時の恐怖は、パキスタン人の心に鮮明に記憶されている。

このためパキスタンは、今回の核実験実施は、残された国土（かつての西パキスタン）の存続のための「自衛策」の一環であって、核保有国などに非難されるべきことではないと主張する⁽¹³⁾。

インドでは、核実験実施は、「偉業の達成」、「対外的な威信の発揚」、「インドはこれで中国、パキスタンに対抗できる」、「インドの研究水準の証明」などといった賞賛を呼び、国内世論はバジパイ政権の決断をおおむね支持した。しかしバジパイ政権の「核実験人気」はその後、急速に醒めている。それは、核実験による国内の政治効果が一過性のものであったということの他に、インドの核実験に対抗してパキスタンが5月末に核実験を実施し、核不拡散の立場や南アジアにおける核競争を懸念する立場などからインドへの風当たりが強まり、アメリカ、日本などがインドに経済制裁を課し、NPT、CTBT、さらには

兵器用核分裂物質生産禁止条約への参加要求がますます強くなるなど、核実験によって生じた諸外国との間の様々な軋轢が外交交渉を困難にしているという認識が [インド国内においても] 強まってきたことにもよろう⁽¹⁴⁾。

アメリカや日本などは、インド・パキスタン両国に経済制裁を課すことによって、両国に核開発を中止させると同時に NPT、CTBT を中心とする国際的な核兵器管理体制に入るよう求めた。具体的には、日本は、インドとパキスタンに対して、緊急・人道援助および草の根の無償援助を除く無償資金協力の停止、新規円借款の停止、対インド支援国会合の東京開催招致見合わせ、国際開発金融機関による融資について慎重に対応する等の措置をとった。

しかし、インドもパキスタンも経済制裁にもかかわらず、結局のところ核兵器を廃棄することもなければ、NPT、CTBT 体制に入ることもなかった。その意味で、経済制裁は失敗したと言わざるを得ない。

インド、パキスタンの核実験については、SAARC 加盟国の間では、ネパールとスリランカのみが明確かつ公式的な反応を示した。すなわち、インドで核実験が実施された直後の5月12日にネパールのコイララ首相兼外相は、「ネパールは NPT を支持し、CTBT に調印している。したがって、いかなる国が核実験を実施しようともネパールの関心事となる。ネパールは最近インドによって実施された実験が南アジアにおける核兵器開発競争を引き起こさないことを希望する。ネパールは世界的核軍縮を醸成するために、すべての国に対して核実験を自制するよう訴える。」という声明を発表した⁽¹⁵⁾。

さらに5月28日、コイララ首相兼外相は、パキスタンの核実験に対し、「南アジアにおいて最近核実験が実施されたあと、ネパールはこのような事件を厳しく自制するようすべての関係国に訴えた。しかし新たに核実験が実施された。この実験は南アジアにおける安全保障を脅かすため、追加的関心事となった。ネパールは南アジアにおける核武装を憂慮してきた。パキスタンによって実施された核実験で核実験には終止符が打たれるべきである。ネパールは南アジアおよび他地域の諸国が世界的核軍縮の目標を達成するために、一層の努力をすることを切に希望する」、という声明を発表した⁽¹⁶⁾。

このように、ネパールは NPT、CTBT 体制を支持し、インド、パキスタンの核実験を非難する立場をとった。

スリランカ外務省は、インドの核実験に対して遺憾の意を表明していたが、カジルガマル外相は海外記者クラブで、「保有国クラブ自体が廃止されるべきで、いかなる核拡散も阻止されるべき」としながらも、「インドが核保有国になることに反対しない。インドは保有国になる権利がある」と発言し、インドの核実験を公に認めるただ一つの国になった⁽¹⁷⁾。

すなわち、インド、パキスタンの核実験について、SAARC 加盟国の対応は分かれたのであった。

そして、国際機構として SAARC はまず NPT と CTBT は核軍縮や核不拡散に役立っていないとしたうえで、効果的な国際的管理下で、普遍的に、核の完全な廃絶と核軍縮の必要性を強調した。そして、インド、パキスタンの核実験にふれることはなく、対応や評価を明確にしなかった。

その理由として、SAARC は SAARC 憲章第10条で、「二国間および係争中の問題は討議

の対象としない」と定めていることを指摘できるかもしれない。しかし、まず第一に核実験はインド、パキスタンそれぞれの国内政策上の問題（内政問題）であって、二国間問題ではないこと、そして第二に核実験の是非をめぐってインド、パキスタン間で対立が生じているわけではないこと、そして第三に、インド、パキスタンともに核実験の実施にあたって、相手国を非難することを極めて慎重に避けていることから判断すると、核実験は、インド、パキスタンの二国間問題だから SAARC はこの問題に首脳会談の宣言で言及しなかったという考え方は、成立しない。そもそも SAARC は、米ソ（ロ）間の二国間問題である米ソ（ロ）核軍縮交渉や、中東における係争中の問題であるパレスチナ問題を首脳会談の宣言で何度も取り上げており、「SAARC は二国間および係争中の問題は討議の対象とはしない」という憲章第10条は遵守されていないのである。さらに付言すれば、南アフリカの国内問題であるアパルトヘイトに言及したこともあり、国内問題に関与しないという原則も守られていないのである。

このように考えると、SAARC が首脳宣言でインド、パキスタンの核実験に触れなかったのは憲章第10条以外にその理由を求める必要がある。その理由とは、首脳会談の議事録が公開されていないため、推測の域を出るものではないが、おそらく、SAARC 加盟国の間で、この問題について意見の食い違いがあり、国際機構としての対応を打ち出すことができなかったためであろう。

ただし、首脳宣言では、NPT と CTBT については、加盟国間で評価が分かれているにもかかわらず、「核軍縮や核不拡散に役立っていない」と断定されており、加盟国間で意見の食い違いがあるからといって、それが直ちに国際機構としての立場の表明にとって妨げとなるとも言えない。

加盟国の間で意見に相違があっても、明確な立場、見解を打ち出す場合（例えば NPT、CTBT に対する否定的評価）と、そうではない場合（例えばインド、パキスタンの核実験）の二つの対応があるのはなぜであろうか。NPT や CTBT の問題は、南アジア域外の問題であり、インド、パキスタンの核実験は域内の問題であるから、という説を立てることもできるかもしれないが、たとえば、ネパールは NPT、CTBT の条約当事国であり、この説は説得力を持たない。この問題は、会議の議事録が全面的に公開されて初めて解くことが可能となり、現時点において説得力のある解答を見出すことは困難であろう。

いずれにせよ、現時点で明らかなのは、SAARC は NPT、CTBT について否定的な見解を打ち出したことと、インド、パキスタンの核実験については、何ら明確な態度を示さなかったことである。

コロンボ宣言の第二の注目点は、ICC への対応である。

前述のように、SAARC 加盟国の中で ICC ローマ規程の条約当事国は、アフガニスタン、バングラデシュ、モルジブの三か国である。インドは ICC ローマ規程が採択されたときから一貫して ICC に反対している。インドが反対する理由は、ICC ローマ規程上、大量破壊兵器に生物兵器と化学兵器が含まれていないためである。加盟国の中で、ICC への対応が分かれたのである。そして、コロンボ宣言では、ICC 設立のための国連全権外国使節団会議が、麻薬不法取引と罪のない市民を標的にした無差別暴力、大量破壊兵器を使用したテロリズム犯罪を取り扱わなかったことに「留意する (note)」という表現で、不満感を表明した。

なぜ SAARC は、ICC の設立に賛成も反対もせず、不満感を表明するという対応で臨んだのだろうか。その理由は、必ずしも明らかではないが、SAARC 加盟国間の意見の相違が反映している可能性がある。

そして、コロombo宣言の第三の注目点は、パレスチナ問題への対応である。従来、SAARC はパレスチナ問題で PLO 寄りの姿勢を鮮明にしていたが、コロombo宣言では、エルサレム市街拡張問題について、イスラエル政府を非難した。前述のように、SAARC 加盟国の中で、バングラデシュ、インド、モルジブ、パキスタン、ブータン、ネパールは、1988年にパレスチナを国家承認していた。コロombo宣言が発表された1998年の時点で、イスラエルを国家承認していたのはネパール（1960年に国家承認）とインド（1992年に国家承認）の二カ国にとどまっていた。

すなわち、パレスチナ問題については、SAARC 加盟国間で意見が一致していなかったものの、国際機構としては、SAARC は「パレスチナ支持、イスラエル非難」という方針を明確に打ち出したのであった。

かくして、コロombo宣言から、SAARC の特徴として、次の諸点を導き出すことができる。すなわち、まず第一に、SAARC はその憲章上、決定は全会一致を必要としている（憲章第10条第1項）ものの、加盟国の中で判断が分かれる事項であっても、国際機構として立場を鮮明にする事柄—例えば NPT、CTBT の評価やパレスチナ問題—もあれば、立場を明らかにしない事柄—例えばインド、パキスタンの核実験—もあるのである。

第二に、SAARC は、国際テロリズムや国際犯罪、とりわけ麻薬不法取引に積極的に取り組むとしているが、ICC の設立には消極的である。この点についてコロombo宣言は、「ICC は国内的管轄権の補完原則にしたがって、ICC ローマ規程にしたがって、締約国の主権を尊重する必要がある」と指摘している。その理由について、SAARC は明確に示していないけれども、ICC によって国内の司法権が干渉されたり制約を受けることを懸念した可能性がある。

第5章 小括

本章では、上述した考察から何が言えるのか、そして、今後明らかにされる必要のある問題は何かについて、まとめたい。

この時期の SAARC 首脳会談の特徴として、次の二点を挙げることができる。まず第一は、パレスチナ問題への対応である。言うまでもなくパレスチナ問題は中東における主要な地域紛争であると同時に、欧米諸国が強い関心を示したことから、世界的規模での注目を集める世界大の国際紛争でもある。

PLO は、既に1988年11月、パレスチナ国家の樹立を宣言し、イスラエルとの対立を深めていた。1985年に結成された SAARC は、従来パレスチナ問題に対する対応を明確に打ち出すことはなかった。

しかしながら、SAARC は、1997年の第9回首脳会談に発表されたマレ宣言において、「[SAARC は] パレスチナ人民を唯一合法的に代表し、なおかつ、隣国⁽¹⁸⁾と平和的かつ協調して共存可能な PLO の指導の下で、単一の主権国家を樹立する権利を含むパレスチ

ナ人民の奪うことのできない権利を回復させることを要求」したのであった。さらに同宣言においては、「[イスラエルによる] パレスチナ人に対する無差別的暴力やパレスチナ占領地におけるユダヤ人入植地の設置に反対」をも表明した。そして、1998年の第10回首脳会談後に発表されたコロombo宣言においては、「エルサレムの法的地位と境界を変更しようという [イスラエルの] 違法な試み」に懸念を表明している。

すなわち、SAARC は、パレスチナ問題についてイスラエルではなくパレスチナ側を支持すること、そして、PLO をパレスチナ人を唯一合法的に代表するものと認めることを明らかにした。それまでパレスチナ問題に関心を示していなかった SAARC が1997年にパレスチナ支援、PLO 支持、イスラエル非難に方針を転換したのはなぜであろうか。SAARC 内では、インドやスリランカのようにイスラエルを国家承認し、外交関係を持つ国もあれば、パキスタンやバングラデシュのようにパレスチナを一貫して支持していた国もあり、ことパレスチナ問題に関しては決して一枚岩ではなかった。加盟国の間で意見が二つに割れているにもかかわらず、さらに、SAARC はその憲章第10条第1項で「あらゆるレベルでの決定は、全会一致で行われなければならない」と定め、同第2項で「二国間問題および係争中の問題は、討議しない」と規定されているにもかかわらず、SAARC はこのような決定を行ったのである。

では、SAARC が政策を転換したのはなぜであろうか。現時点で、首脳会談の議事録が公開されておらず、首脳会談において行われた議論の詳細が明らかではないので、真の理由は不明である。SAARC が対外政策として重視してきた非同盟運動がパレスチナ問題についてイスラエルよりもややパレスチナ寄りの態度をとってきたことが SAARC の対応に影響を与えた可能性がある。さらに、インドはイスラエルと外交関係を結んではいたものの、国内にムスリムが多数居住しており、国内のムスリム対策の一環として、パレスチナ寄りの政策をとるよう SAARC 首脳会談で他の加盟国に働きかけた可能性もある。

そして、SAARC のこの政策転換について、さらにもう一つ不明な点がある。つまり、1997～98年というこの時期に政策が転換されたのはなぜであろうか。これについては、全く不明である。

つぎに、この時期の SAARC 首脳会談を特徴づける第二の点は、核軍縮や核不拡散についての SAARC の政策が、この時期に大きく変わったことである。SAARC は、国際的な核軍縮や核不拡散を求めるという点では、終始一貫した政策をとっているが、そのための国際的な体制（レジーム）への対応については、大きな政策転換を行った。すなわち、1998年5月のインド、パキスタンの核実験までは、NPT、CTBT 体制の構築に積極的な姿勢を見せていたが、両国の地下核実験以降、「NPT と CTBT は核軍縮や核不拡散に役立っていない」（コロombo宣言）と否定的な評価をとるようになった。

SAARC が、このような政策転換を行った理由も、これも、会議録が公開されていないため、推測の域を出るものではないが、おそらく次のようなものであろう。

インドとパキスタンの核実験は、NPT や CTBT 体制の構築と相いれない。そして、核実験後、両国は国際社会の強い批判にさらされ、アメリカや日本などの経済制裁を受けた。このような国際社会の動向がある以上、南アジアの地域的国際機構である SAARC としては、何らかの対応をとる必要がある。SAARC は、憲章上、加盟国の国内事項に関与することはできず、インドやパキスタンを非難することはできない。そこで、核兵器国以

外国に核兵器の保有は核実験の実施を認めないNPT、CTBTそのものに矛先を向け、これを否定したのである。NPT、CTBTがなければ、両国の核実験を非難する根拠が失われるのである。無論、SAARC加盟国の中には、ネパールやバングラデシュのようにNPT、CTBT体制に参加している国もあったし、ネパールは核実験の実施に際して、インド、パキスタンを非難している。しかし、国際社会からの両国に対する非難の声は、極めて高く、SAARCとして何らの対応も示さないことは許されない。そこで、SAARCはNPT、CTBTそのものの有効性を否定したのである。

このように、この時期におけるSAARCは、極めて注目すべき政策転換を行った。

今後の課題としては、まず第一にパレスチナ問題について、1997～98年になぜ政策転換を行ったのか、その理由を解明することが求められる。第二に、1998年のインド、パキスタンの核実験を境に、NPT、CTBTについての評価が変化する理由を、第一次資料に基づきながら、実証的に明らかにすることが必要である。

メモリアルやメディア分析といった第二次資料の重要性を否定するものではないが、第二次資料が資料として用いられる前提には、第一次資料、とりわけ会議録が活用されなければならない。この意味で、情報公開が待たれる。

註

- (1) 中村平治著、『インド史への招待』、吉川弘文館、1997年、208ページ。
- (2) 中村平治は、同書において、SAARCについて述べているが、「サークルの創設と展開」は、同書203-208ページとわずか6ページにすぎない。
- (3) 本稿における筆者の視座については、拙稿、「揺籃期(1985-1991年)におけるSAARC首脳会談の研究」(『都留文科大学研究紀要』、第79集、2014年、111-132ページ。)も参照。
- (4) 以下、首脳会談終了後発出される宣言(Declaration)を細かく検討する。本文のテキストは、SAARCの公式ウェブサイトから閲覧できる。
- (5) 人権問題についての国際会議としては、世界人権宣言20周年を記念して1968年4-5月にテヘランで開催された国際人権会議(International Conference on Human Rights)につづく第2回目である。
- (6) 中国は1995年5月15日に、1994年10月以来7か月ぶりに地下核実験を再開し、続いて8月17日にも地下核実験を実施した。
- (7) フランスは、1995年6月、核実験の再開を発表した。
- (8) 東南アジア非核地帯条約は、ラテンアメリカにおける核兵器の禁止に関する条約(トラテロコ条約;1967年調印)、南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約;1985年調印)に次ぐ地域的非核地帯条約である。
- (9) 国連総会は、1994年に国際テロリズムに関する廃絶措置宣言を採択し、1996年には「1994年宣言補足宣言(Declaration to supplement the 1994 Declaration)」を採択し、どこで誰が行おうと、いかなるテロリズム行為や慣行も犯罪であり、正当化できないとして厳しく非難した。そして総会は、国際テロリズムを廃絶するために、国際

レベルで対策を講じるよう各国に訴えた。

- (10) PLO がパレスチナ国家の樹立を宣言したのは、1988年11月である。
- (11) SAARC 加盟国で、ICC ローマ規程の締約国は、アフガニスタン（2003年2月10日に批准）、バングラデシュ（2010年3月23日に批准）、モルジブ（2011年9月21日に批准）である。インドは戦争犯罪の要素として大量破壊兵器を含むことを望んだが、ICC ローマ規程草案には含まれていた大量破壊兵器を構成する生物兵器・化学兵器が、同規程の採択の際には削除されたため、採決の際、反対票を投じ、その後、2014年の現在に至るまで一貫して ICC に反対している。Usha Ramanathan, 'India and ICC' in *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 3, 2005, pp. 627-634 を参照。
- (12) 詳細は、アジア経済研究所編、『アジア動向年報 1999年』、アジア経済出版会、1999年のインドの項目（481-514ページ、特に、488-490ページ）を参照。
- (13) 詳細は、アジア経済研究所編、『アジア動向年報 1999年』、アジア経済出版会、1999年のパキスタンの項目（559-578ページ、特に、566-568ページ）を参照。
- (14) 詳細は、アジア経済研究所編、『アジア動向年報 1999年』、アジア経済出版会、1999年のインドの項目（481-514ページ、特に、488-490ページ）を参照。
- (15) 詳細は、アジア経済研究所編、『アジア動向年報 1999年版』、アジア経済出版会、1999年のネパールの項目（515-532ページ、特に、522-523ページ）を参照。
- (16) 同上。
- (17) 詳細は、アジア経済研究所編、『アジア動向年報 1999年版』、アジア経済出版会、1999年のスリランカの項目（533-558ページ、特に、547-549ページ）を参照。なお、カジルガマル外相が海外記者クラブで行ったとされる原文は、未見。
- (18) ここでは、具体的な国名は明らかにされていないが、イスラエルを意味する。

Received date : Sept. 30, 2014

Accepted date : Nov. 12, 2014